

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件  
国側当事者・国(日田税務署長)

平成21年5月28日棄却・確定

(第一審・大分地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月1日判決、本資料258号-237・順号11095)

判 決

控訴人	農事組合法人A組合
同代表者理事甲職務代行者	乙
同訴訟代理人弁護士	西田 収
被控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	川本 日子
同	伊藤 彰
同	福本 昌弘
同	川野 英樹
処分行政庁	日田税務署長
	甲斐 文明
同指定代理人	岩崎 光憲
同	志賀 弘一
同	杉村 博司
同	濱田 和隆
同	寺本 史郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 日田税務署長が平成17年12月26日付けでした控訴人に対する平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、日田税務署長において、大分県日田郡B町(当時。以下「旧B町」という。)が、控訴人のC金融公庫(以下「公庫」という。)からの借入金残金を代位弁済し、これによって取得した控訴人に対する求償権を放棄したため、控訴人に債務免除益が生じたとして、法人税の更正処分及

び過少申告加算税の賦課決定処分（以下、併せて「本件処分」という。）を行ったのに対し、控訴人が、旧B町との間には求償関係は存せず、債務免除益も発生していないなどと主張して、同処分の取消しを求めた事案である。

原審が控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した。

1 前提事実（争いが無い、甲1、6、乙1～12（枝番を含む。）、弁論の全趣旨）

(1) 当事者等

ア 控訴人は、昭和59年8月30日に設立された農事組合法人である。

イ 旧B町は、平成17年3月22日に大分県日田市と合併し、大分県日田市B町となった。

(2) 旧B町D台地（E地区・F地区）開発事業（以下「本件事業」という。）の経緯

ア 旧B町D台地E地区及びF地区の土地（以下、一括して「本件土地」という。）は、もと旧B町D財産区（以下「本件財産区」という。）が所有していたものであり、E地区においては、5つの部落に居住する者が牛の放牧やその飼料となる草を刈るための入会権を有していた。

ところが、昭和51年ころになって、同町が国の行う農地保有合理化事業の一環として本件事業を実施するとの話が持ち上がった。

同町は、地元住民に対し、本件土地について入会権を有している者（以下「本件入会権者ら」という。）に入会権を放棄してもらった上で、本件財産区が社団法人H公社（平成12年4月1日に社団法人H公社に名称変更。以下「本件公社」という。）に本件土地を売却すること、本件土地については造成事業を実施し、地元において、公庫から購入資金を借り入れてその造成地を買い取ること、公庫からの借入金の返済には本件土地の売却代金を充てることなどと説明していた。

イ 本件入会権者ら（乙9により確認できるE地区の者だけでも116名に上る。）は、昭和52年11月1日付けでその入会権をすべて放棄し、本件財産区は、本件公社に対し、昭和54年2月9日、本件土地を11億6370万円で売却した。そして、本件財産区は、同売却代金のうち3879万円を本件財産区の財政調整基金として積み立て、残額の11億2491万円を旧B町のB町D台地開発事業特別会計（以下「本件特別会計」という。）に繰り出した。

ウ 旧B町は、本件事業により関係地区民の農用地の取得が円滑に執行されることを目的として、同年3月16日付けでB町D台地開発基金条例（昭和54年B町条例第16号、以下「本件条例」という。）を制定し、これに基づいて、本件特別会計に繰り出された11億2491万円から事務諸経費642万8000円を控除した残額11億1848万2000円を、B町D台地開発基金（以下「本件基金」という。）として積み立て、これを預金として運用することとした。

他方、本件公社は、N公団に依頼して、本件土地の造成等（本件事業）を実施した。

エ 昭和59年8月10日あるいは30日に、本件入会権者らのうちE地区の者を組合員として、控訴人を含む5つの農事組合法人が設立された。

そして、控訴人は、同年12月から昭和60年8月にかけて、本件公社から造成後の土地を買い受けることとなったが、当時は、公庫の貸付利率（3.5%）が本件基金の預金利率（昭和の時代には低くても5.6%程度の利率であった。）をかなり下回っていたことから、より有利な方法として、その購入資金1億9822万円を公庫から借り入れ、本件基金から

返済金相当額を補助金として交付を受け、これをその返済に充てる方法が採られることになった。そして、控訴人は、昭和60年3月22日、公庫から26年間の返済予定で前記購入資金を借入れ、上記のとおりの方法によって公庫への返済を行ってきた。

なお、控訴人以外の農事組合法人においても同様の方法が採られた。

オ しかるに、バブル経済の崩壊等の社会経済情勢の変化に伴って預金利率が低下し、平成6年度には本件基金の預金利率が公庫の貸付利率を下回り、そのままでは平成21年度には本件基金が赤字になることが見込まれるに至った。

そこで、旧B町は、このような事態を回避するため、公庫への繰上げ償還を行うこととし、控訴人からもその旨の承諾を得て、平成8年1月22日に控訴人の公庫に対する借入金残金1億4109万5755円を代位弁済した（以下「本件代位弁済」という。）。

カ その後、旧B町を含む日田郡内の町村が日田市に合併することとなり、同町では、これを控えて代位弁済金の求償等の問題の解決が急がれることとなった。そして、旧B町議会は、平成17年3月14日、控訴人を含む農事組合法人に対する求償権を放棄する旨の議案を賛成多数で可決し、同町は、控訴人に対し、求償権を全額放棄した旨の同月18日付け通知書を発した。

(3) 確定申告及び更正処分の経緯、内容等については原判決2頁25行目から4頁3行目までのとおりであり、異議申立て及び審査請求等の経緯については同6頁16行目から25行目までのとおりであるから、これを引用する。

## 2 争点

本件の争点は、(1)旧B町の控訴人に対する求償権の存否、(2)本件代位弁済を補助金の交付と同視することができるかであり、これらを巡る当事者の主張は次のとおりである。

(被控訴人の主張)

(1) 旧B町は、本件条例に基づいて本件基金を設置、管理していたものであるから、本件基金は名実ともに同町の財産というべきである。したがって、本件基金からの出捐により本件代位弁済が行われた以上、同町は控訴人に対して求償権を取得することになる。そして、同町が、町議会の決議により、この求償権を放棄したのであるから、控訴人に債務免除益が発生することは明らかである。

(2) 本件代位弁済は、補助金交付に必要な一連の手続を踏むものではなく、これをもって補助金の交付であると認める余地はない。

(控訴人の主張)

(1) 本件事業は、旧B町の主導の下、本件入会権者らに同事業に係る費用負担を一切かけずに、同事業によって造成された土地を取得させることを目的として行われたものである。そのため、本件入会権者らはその入会権を放棄し、これに対する補償金を得たが、これを同町が本件基金として管理し、預かっていたものである。したがって、同基金から一括弁済が行われたとしても、その実質は、本件入会権者らの補償金からの支出であるから、控訴人と同町との間に求償関係を生ずることはなく、控訴人に債務免除益が発生する余地もない。

(2) 本件代位弁済は、本件基金から控訴人に対して補助金を交付し、その後、控訴人が公庫に対して弁済するという手続を省略し、控訴人と公庫の了解のもとで、同町が公庫に対して補助金を直接支払ったものと同視できるものであるから、そもそも求償債権が発生するものではなく、債務免除益が生ずることもない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)について

(1) 控訴人が主張するとおり、本件事業は、地元には経済的な負担をかけないといった触れ込みのもと、その計画から実施、造成地の購入資金の借入れ、返済に至るまで、旧B町の主導の下で行われたものである。しかも、本件入会権者らから入会権の放棄を受けた上で、本件土地の売却が行われ、その売買代金が本件基金の礎となって、本件事業による造成地の購入が進められたものであるから、その売買代金には入会権放棄の見返りとしての部分が含まれているものと見てよい。

(2) しかし、旧B町が主導したこととはいえ、本件入会権者らも、本件事業の成果に期待して入会権を放棄したものであり、また、それだからこそ、本件財産区において本件土地の売買代金を同町の本件特別会計に繰り出したものである。そして、同町は、これを本件基金として構成し、同町の財産として維持、管理を行い、その一部を取り崩す形で、控訴人の公庫に対する返済のために、補助金として交付してきたのである。

そうであれば、本件土地の売買代金は、これが本件特別会計に繰り出され、本件基金として構成されるに至った段階において、従前の売買代金、あるいは入会権放棄の補償といったものから、新たな権利主体及び性質等を付与され、名実ともに同町の財産になったものと見るのが相当である。

(3) もっとも、地元には経済的負担をかけないという触れ込みであったにもかかわらず、旧B町が本件代位弁済や求償権放棄を行った結果、本件更正処分等により多額の税負担をすることになったのであるから、控訴人とすれば目論見違いも甚だしいことではある。しかし、その背景には前提事実(2)オのような社会経済情勢の大きな変化が存するのであって、同町としては、そのような情勢変化に対応するべく、控訴人のために本件代位弁済をし、かつ、求償権を放棄したのであり、その結果、上記のような税負担をしなければならなくなったからといって、これを同町の約束違反であると非難するのは相当ではない。まして、同町に対する不満を上記課税処分の当否などとして争うことは筋違いであるといわざるを得ず、いずれにしても、控訴人の主張を採用することはできない。

#### 2 争点(2)について

本件代位弁済について、補助金を支出するための手続が採られていないことは明らかであるし、その手続を省略する旨の措置等が採られた形跡もない。さらに、本件代位弁済に先だって行われた町議会の議事において、同町が、あくまで立て替えて支払うものであること、課税の問題が生ずることなどを明言し(乙10)、現に「立替払金」として会計処理している(乙5の2)のであるから、本件代位弁済が補助金交付の実質を持つなどとはいえない。

したがって、この点でも控訴人の主張を採用することはできない。

3 そして、同町は、控訴人の承諾の下に本件代位弁済を行って控訴人に対する求償権を取得し、町議会の議決に基づき、その求償権を放棄するに至ったものであるから、控訴人は、その債務免除益を得たものといえることができる。したがって、これに対する課税等を行った本件処分は、いずれも適法というべきである。

4 以上によれば、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきである。これと同旨の原判決は正当であり、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 西 理

裁判官 鈴木 博

裁判官 堂蘭 幹一郎